

現代社会における刑事政策学・犯罪学の任務に関する若干の考察

——ナレッジマネジメント論を手がかりに——

四 方 光

はじめに

- I ナレッジマネジメント論とは
 - II 刑事政策学・犯罪学の対象
 - III 刑事政策学・犯罪学の役割
- おわりに

はじめに

刑事政策学・犯罪学に大きな業績を残された故伊藤藤康一郎教授の跡を歩む者の一人としては、この分野の知識・見識が不十分な筆者であるが、多様な知識・経験の取得に努めてきたことがわずかな取り柄であると自認している。そ

現代社会における刑事政策学・犯罪学の任務に関する若干の考察（四方）

ここで、研究の世界に身を投じて間もないこの時期に、集团的意志決定の判断枠組みを研究する経営学のナレッジマネジメント論を手がかりとして、刑事政策学及び犯罪学のこれまでとこれからについて若干の試論的な考察を行うこととしたい。

I ナレッジマネジメント論とは

1 ナレッジマネジメント論の基本的考え方

筆者は、自身がかつて所属していた警察という権力性の強い公的機関の意思決定が常に適切に行われることを確保する方策に対する関心から、企業組織が適切な意思決定を行う方法を研究するナレッジマネジメント論ないし組織学⁽¹⁾習論に関心を寄せてきた。

ナレッジマネジメント論は、組織文化が内包する当該組織特有の認識枠組みを客観的に把握することにより、その強みを強化し、弱点を克服しようとする経営学の一分野である。ナレッジマネジメント論の前提として、組織や集団には、その構成員が共有する独特の判断枠組みである組織文化が形成されるといふ認識がある。そのような共有された判断枠組みが、組織・集団内の構成員の共通理解を促進し、チーム力を高める反面、ものの見方が独善化し、皆が同じ誤りをしてしまう危険があるので、絶えず組織文化を点検し、その柔軟性を維持すべきであるというのが、ナレッジマネジメント論の主張である。

組織文化にこのような独善化が生じるメカニズムを、ナレッジマネジメント論は次のように説明する。すなわち、

組織が様々な情報を受容するのは、当該組織が既に独自に構築した組織文化に内包される世界観、価値観に基づく判断枠組み（パラダイム）に従ってなされることから、当該組織文化に適合的な情報が好んで受容され、非適合的な情報（不都合な真実）は意識的又は無意識的に排除されることにより、既存の判断枠組み（パラダイム）がその欠点を維持又は拡大するような仕方では強化されるというのである。

さらに組織文化は、これに反する者を排除する機能を有する。多数派の考え方と異なる者は、人事的に排除され、影響力を失わされることによっても、既存の組織文化は維持・強化される。「パラダイム」という概念を発案した科学史家トーマス・クーン⁽²⁾は、自然科学者の集団の中で、まさにこのような異端者の排除によって、新たな発見を説明できなくなった陳腐化した主流派学説が延命を図る姿を発見したのであった。

ナレッジマネジメント論ないし組織学習論は、このような判断枠組み（パラダイム）の無意識の独善化が、程度の差はあれ、人間集団の知に不可避的に生じるものであることを明らかにした。法学的な言葉を用いれば、経済の自由市場が寡占や独占に陥ると同様に、思想の自由市場も外圧によらず内生的に寡占や独占に陥る危険性があるというのである。

そこで、ナレッジマネジメント論は、組織・集団は異文化と接することなどにより意識的にパラダイムの柔軟性を保つ努力を継続する必要があると訴えるのである。私見では、この理は、企業組織だけではなく、公的機関や政治家集団、「国民」という集団にもあてはまり（ポピュリズム）、さらに専門家集団の専門知にも妥当する。法律家が共有するパラダイムであるリーガルマインドだけが、意識的な努力をせずこのような無意識の独善化と完全に無関係であり続けられるものではないことになる。

見方を変えると、ナレッジマネジメント論は、公的機関の意思決定がいつの間にか独善化していないか、政治家や一般国民がポピュリズムに陥っていないかを点検する理論を提供するものとなる可能性がある。また、研究者集団の学問研究に対しては適用可能であるから、ナレッジマネジメント論は、学問研究方法のメタ理論になり得るものと考えられる。

以上のようなナレッジマネジメント論の考え方は、経営者はもちろん一般国民には未だ普及していないが、専門家集団も判断を誤ることがある、素人たる一般国民も専門家集団に任せきりにしてはならないという認識は、一般国民の間に既に広まっている。このような時代には、専門家集団は、自らが専門家であるというだけで専門家としての信頼を得ることはできず、国民に対して自らの主張の内容をよく説明して納得を得なければ、その正当性に対する国民の信頼を維持することはできない。

2 法律家集団のパラダイムとしてのリーガルマインド

リーガルマインドとは何かについては様々な見解があり得るが、本稿では法学研究者を含めた法律家が共有する判断枠組み（パラダイム）をリーガルマインドと呼ぶこととする。⁽³⁾

法律家の判断枠組みであるリーガルマインドには、他の専門家集団のパラダイムと異なる特徴がいくつか存在する。ここで、法哲学の初歩的な議論を一応確認しておきたい。

リーガルマインドの最も顕著な特徴の一つは、近代法の精神に照らして何が正しく何が誤っているか一見して明らかで明確な判断基準ないし判断方法がなく、法律家集団内部の議論の継続によって一応の評価をすることで満足せざ

るを得ない点であろう。

例えば自然科学における学説の正誤は、実験・観察に基づいて観測された「真実」との対比によって一応形式的に判断することができる。実はこの真偽の判断も容易ではないのであるが、自然科学のパラダイムの外側に客観的真実というものが存在すると想定されて、それが実際に観察可能で、その結果と対照することによって科学者の主張する学説の正誤の判断をすることができる。

これに対して法律学では、実定法や判例法がすべての事案に対して正誤の答を用意しているわけではなく、かつ、適用すべき既存の実定法や判例法が一応存在する事案であっても、これをそのまま適用することの妥当性を判断しなければならぬ。実定法・判例法の背後にある価値として、単なる国民多数派の意見とは異なる価値体系である法の原理、自然法や憲法制定権力の意思など、客観的な価値の存在が提唱されているが、自然科学における実験・観察のような単純明快な方法によってこれを把握し、法律家の判断の正誤が判定できるわけではない。そもそも、価値絶対主義と価値相対主義の対立の決着が完全についているわけではない。判例評釈に典型的に見られるように、法律家集団における絶えざる議論によって正誤の評価が継続的になされていく。

また、法的判断の正誤の評価がこのようなものであるだけに、近代憲法下の国法秩序は、主権者国民による法律家集団への信頼によって基礎付けられる必要に迫られる。すなわち、近代憲法の統治機構は、国民主権の下で、多数派の恣意から個人の尊厳を守るといふ大いなる緊張をはらんだ関係の下にあり、選挙によって主権者国民の直接の信託を受けたわけではない司法権が立法権や行政権に対抗できる実質的な正当根拠は、究極のところ、法律家集団がその共有するリーガルマインドのゆえに近代法の精神に關して正しい判断を行うことができるという主権者国民からの信

頼に求めざるを得ない。

そうすると、法律家集団のパラダイムであるリーガルマインドは、一方では国民多数派の意見からは独立していなければならぬが、他方では主権者国民の法的確信から隔絶してその信頼を失わないようにしなければならないという、大変難しい立ち位置にあるということが出来る。しかも、ナレッジマネジメント論が示唆するところによれば、リーガルマインドが常に近代法の精神と合致しているとは限らず、法律家が集団的独善に陥って、近代法の精神との間に微妙なズレが生ずる可能性も皆無ではないのである。

法律家は、他の職種に比べると、一般国民からの批判を受けにくい、あるいは批判を気にしなくてもよい立場にあるといえる。法曹は時にマスメディアの批判に遭い、あるいはクライアントからの選別にさらされるが、確固たる身分保障制度があるので、他の職種に比べると国民世論から影響を受けにくい。特に法学研究者は、世論の批判の対象となることはほとんどなく、研究者としての社会的評価は研究者集団の内部における評価にかかっている。このことは、国民の多数派の意見にかかわらず個人の尊厳を守るという近代法の精神を擁護するためには重要なことであるが、ナレッジマネジメント論の観点からすると、法律家は法律家集団内部の集団的独善に気付きにくい環境の中にあるといえる。

そこで、リーガルマインドと多くの国民の法的確信とにズレが生じた場合、法律家はどのように対処すべきであろうか。多くの国民がポピュリズムに陥って極端な考え方に傾倒することは、歴史上しばしば見られたことなので、国民という大規模集団にも集団的独善という現象が生じ得ることは経験則として認められる。したがって、法律家が法教育等を通じて国民に近代法の精神を理解させることによって、そのズレを解消することが正しい解決策であること

が多いであろう。

しかし、上述したとおり、法律家集団にもナレッジマネジメント論が指摘する集団的独善が生じないとは限らない。法律家集団が共有するリーガルマインドは、通常は近代法の精神を最もよく反映しているパラダイムであろうが、その時代のリーガルマインドが近代法の精神から多少逸脱する可能性がまったくないとはいえない。そこで、多数の国民の意見の中でも党派性とは関係なく共有される法的確信と、法律家集団の共有するリーガルマインドとにズレが生じている場合には、法律家集団も自らの方に集団的独善が生じていないか、真摯な点検をする必要があるのではなからうか。

最近まで法律家集団に属さずいわば傍目から法律家集団を観察してきた筆者の目からは、刑事法の分野においてこのようなズレに当たる可能性があるのではないかと感ずる点が二点ある。それは、一つには刑事司法システムは誰のためにあるのかという刑事司法システムの目的の問題、二つには現代社会の急速な変化に刑事法はいかに対処すべきかという、(法適用の対象となる個別事実とは異なる)一般的事実の取扱いの問題である。本稿の主題との関係では、前者は刑事政策学・犯罪学の対象の問題と、後者は刑事政策学・犯罪学の刑事法学における役割の問題と関係する。

Ⅱ 刑事政策学・犯罪学の対象

Ⅰ 伝統的な刑事司法システム観

刑事政策学が法学研究の体系の中で何を研究すべき学問であるかを考察するに当たっては、刑事政策学の主たる対

象として異論のない刑事司法システムが国法体系において担う役割に立ち返って検討する必要がある。最初に検討すべきは、刑事司法システムは誰のためにどのような機能を果たすことが期待されて構築されたものなのかということである。

法律家集団が伝統的に共有する「刑事司法システム」の概念は、論者によって異なるが、おおまかにいえば国法体系のうち刑罰という峻厳な方法を用いて国法秩序を維持する仕組ということになるであろう。そのような理解をもとに、刑事法学では、刑法学は刑事司法システムの対象となる犯罪の範囲を定め、刑事訴訟法学は犯罪者確定と量刑の手續を定め、刑事政策学は犯罪者の処遇方策を定めるという役割分担が成立する。犯罪学は、刑事政策学が適切な犯罪者処遇方策を定める基礎となる犯罪者に関する科学的知識を提供する。⁽⁴⁾

このような意味での刑事司法システムにおいては、被疑者・被告人・犯罪者が主役であり、刑事司法システムが守るべき個人の人権は、いきおい彼らの人権ということになる。刑事政策学においても、従来の主たる関心は国家刑罰権の行き過ぎた行使の抑制と犯罪者の更生のための方策にあつたといえるであろう。犯罪学においても、犯罪原因論をはじめ犯罪者の更生のために必要な科学的知識を提供することが目的とされ、その目的を追求するべく発展を遂げてきた。刑事政策学・犯罪学の目的をこのように理解するならば、現状の刑事政策学・犯罪学は完成度の高い学問として確立されてきたといえる。

しかし、上述した刑事司法システムの本来の目的に立ち返って考えてみると、刑事司法システムは被疑者・被告人、犯罪者だけのためにあるものではないはずである。そもそも刑事司法システムは、私人が他の私人の人格的尊厳やそのために必要な社会インフラを害する行為を行った場合の対処のための国の仕組として構築されたものではないか。

このような観点からすると、これまでの刑事政策学・犯罪学では、既に指摘されているように、被害者や一般国民の人格的尊厳については、犯罪者の人格的尊厳の問題に比べて十分には議論されてこなかったのではないかという疑問が提示される。専ら犯罪者の人格的尊厳を重視する我が国の刑事法学の伝統は、どのようにして形成されたのであるか。上述のナレッジマネジメント論の考え方を援用して考察してみたい。

筆者は、警察庁の研究機関に在職中、少年非行に対処する様々な専門家の著作に接したことがある。その際気付いた意外な傾向は、教員と警察官は、一般の少年と非行少年の双方の健全育成を関心の対象としているのに対し、児童相談所職員、家庭裁判所調査官、少年院教官、保護観察官等の関心は、専ら非行少年に向いているということであった。このことは、それぞれの専門家が日頃向き合っている少年の範囲からして当然のことではあるが、専門家集団としての立場の相違が認識枠組みにも影響している好例といえよう。

上述したように、刑事法学は、刑事司法システムを、国法体系のうち刑罰という峻厳な方法を用いる仕組と理解し、刑事法学の任務を国家刑罰権の謙抑性の保持ととらえるならば、刑事政策学は犯罪者の謙抑的な処遇方策を定めるのがその役割ということになる。そうすると、刑事政策学の議論は、犯罪性・犯人性がある程度明らかになったところからスタートすることとなるので、いきおい刑事政策学の議論の中心が犯罪者の人権保障や更生支援となったのは、ある意味当然の成り行きであったといえる。

2 被害者と犯罪予防の登場

このような伝統的な刑事司法システム観に大きな衝撃を与えたのが、「被害者の再発見」であったであろう。

筆者は、研究者となつて程なく、犯罪被害者遺族を大学の授業の部外講師として招いたことがある。そのご遺族は、当初とても緊張していたが、筆者が警察出身と知つて非常に安堵された。ここで、自分をご遺族から信用されたという自慢話があったのではない。警察から離れて刑事法学者の末端に連なる立場となつた筆者にとつて、犯罪被害者遺族が刑事法学者に強い警戒感を抱いていた事実には衝撃を受けたのである。ご遺族に付き添つてきたカウンセラーも同様の気持ちであつたようで、当のご遺族特有の気持ちではないのである。法律家が犯罪被害者遺族から敵視されるというのは、かなり異常な事態ではないか。もちろん、犯罪被害者等の支援に熱心な法律家も少なくなく、我が中央大学法学部も早くから被害者学に熱心に取り組んできたのであるが、法律家全体としては、被害者等から信頼を得るに至っていないようである。

犯罪者の人格の尊厳だけを考えればよかつた刑事法学は、被害者の登場に対してどのように対処すべきか。対処の方法は、大別して二つあると考えられる。すなわち、一つは犯罪者の問題とは別の問題として被害者を扱うという方法であり、もう一つは両者を統合的に扱う刑事法学の体系を構想する方法である。

第一の方法を採れば、従来の伝統的な刑事法学の枠組みを維持したまま、被害者学を付加することによつて対処できるように見える。しかし、この方法では、犯罪者と被害者の利害の対立をうまく調整する理論的枠組みを提供することが困難である。この立場に立つ論者の多くは、理論的な一貫性を保つため、伝統的な対象であつた犯罪者の利益を優先する傾向があるように見える。

法学では、論者によつて異なるが、一般的には、被疑者の人権保障対真実の発見、自由対安全といったように、相対立する価値を二項対立的に議論することが好まれる傾向があるのではないか。どちらか一方を優越する価値とみ

なし、全面的に当該一方を優先する法解釈や立法論は、一貫性があって理論的には美しく見える。しかし、実社会では異なる価値の間に緊張関係があるのが常態である。しかも、対立する価値は二つのみではなく、三以上の複数であることが少なくない。そのような場合において、法的正義にかなない真に国民のためになる解決策というのは、通常は、いずれか一つの価値を全面的に優位に扱うのではなく、いずれかの価値を決定的に損なうことがないようバランスをとることではなからうか。

修復的正義は、そのようなバランスをとるため、被害者と加害者、一般住民の立場を統合的に考える新たな紛争解決システムを構想しようとするものと解することができる。犯罪者の更生支援は、被害者の回復及び地域社会の回復とセットにして初めて一般住民の幅広い理解が得られるという認識の下、これら三つの価値を同時に探求しようとするのが修復的司法の考え方の根本にあるのではないか。

修復的正義は、狭義には伝統的刑事司法とは考え方を異にするものとされるが、犯罪者の更生、被害者の回復、コミュニティの回復をバランスよく成し遂げるといふ目的は、対話会という直接的な修復の場を設定しなくても、あるいは刑事司法システムに根本的な変更を加えなくても、従来の刑事司法システムを全体として微修正することによって実現可能であると筆者は考える。刑事司法システムは、国法体系全体がそうであるように、すべての国民が人格の尊厳をもって人生を送ることができるよう、主権者国民自身が構築した法的仕組と理解することができる。この理解は、我が国の伝統的な刑事司法システム観とは表面的には異なるように見えるが、本来の近代法の理念に合致するものである。

さらに、被害者の再発見に続いて、近年では国民による犯罪予防の希求が認められる。筆者が三十余年前に警察に

採用されたころは、凄惨な事件が発生した場合、警察が懸命な捜査によって犯人を検挙することが国民の期待に應えることであつたが、いつの頃からか、そもそも凄惨な事件が発生しないように未然防止して欲しいとの要望の方が強くなつた。我が国の犯罪予防は、犯罪者更生への幻滅や政府機関の自己増殖からではなく、主権者国民が安全な生活環境下で暮らす人格的利益を求める欲求に応じて拡大してきたのである。被害防止を求める市民に対して「被害が生じてから来なさい」という警察の対応は、国民からの厳しい批判の対象となつたが、このような対応は、実は刑事訴訟法一八九条二項が定める「司法警察職員は、犯罪があると思量するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」という規定を忠実に守ろうとして出たものである。すなわち、上記の国民の警察批判は、犯罪が実際に生じた後の対応しか想定しない刑事司法システムに対する批判でもあつたといえる。

犯罪予防は、犯罪の発生前の対処を求めるものである点において、専ら犯罪の発生後の対処を任務として想定してきた刑事法学にとっては、理論的に被害者への対応より難しい課題である。犯罪予防が目的とする一般国民の安全は将来の安全であり、個々人の権利として具体化していないのが通常であるから、公共の福祉としての国家的ないし社会的利益と理解される。これに対する被疑者・被告人、犯罪者の人権は具体的人権であるから、後者の人権の方を優先すべきとするのが伝統的な刑事法学の一般的傾向であつたように思われる。

そこで、我が国の伝統的な刑事法学の中では、犯罪予防論は単なる国民のポピュリズムであるとして、あるいは厳罰化論の根幹にある犯罪者排除論の一つとして批判する説がなお有力なように見える。

これとは異なり、刑事司法システムは、すべての国民が人格の尊厳をもって人生を送ることができるよう、主権者国民自身が構築した国法体系の一部と理解すれば、犯罪予防は、犯罪者でも被害者でもない一般国民の人格的尊厳を

保障するための、刑事司法システムとその他の国法体系とにまたがる機能・施策として整合的に理解することができるとも、この場合の犯罪対処は、犯罪が発生した後の事後的な対処に納まらないこととなるから、刑事司法システムとは異なる行政法的・私法的な仕組を付加して考察の対象とするか、刑事司法システムの概念を拡大するか、いずれかの対応を迫られることとなる。

ナレッジマネジメント論の観点からすると、法律家がこれらの諸説のうちいずれの立場をとるべきかは、これら被害者を重視し犯罪予防を求める国民の法意識と、伝統的な刑事法学の意識のズレを、どのように理解するかに依存することとなる。近年の国民の欲求が近代法の精神から乖離しているのであれば、法律家は勇気をもってこれを諫めなければならぬが、法律家の方が近代法の精神そのものではない戦後形成されてきた「こだわり」に対する強すぎる愛着ではないか吟味する必要があるように思われる。

法律家による国民に対する法教育の甲斐もあつて、個々の国民一人一人が人格の主体としてその尊厳が尊重されなければならぬという法確信が、国民に広くかつ強く意識されるようになっていく。常日頃耳にしない日はない「命の大切さ」という言辞が、そのことを左証する。そして、個人の尊厳を尊重する国民世論は、更生しようとする犯罪者の尊厳を尊重し、近年発展を遂げている福祉的な更生支援策を支持するが、同時に犯罪被害者への共感を深め、他者の尊厳をひどく侵害した犯罪者への国家刑罰権の行使を過剰に抑制してきた一部の刑罰法規の法定刑の引上げを求めるとともに、安全の確保によって各自自分の人格的尊厳が守られることを強く希求することとなる。このように、一見相反するように見える犯罪者の更生支援強化の動きと、被害者への共感・凶悪犯罪者非難の高まり及び犯罪予防を希求する動きは、国民の間に広がる個人の尊厳を尊重する機運の結果として矛盾なく統一的に理解することも可能である。

そうすると、被害者の回復や一般国民の安全をも求める一般国民の意識は、近代法の精神から乖離したものでなく、むしろそれに沿ったものと評価し得る。このような国民の意識と、犯罪者の人権をより重視する伝統的な法律家の意識とのズレは、法律家の方が意識を見直さなければならぬ例外的な問題に当たる可能性があるのではなからうか。⁽⁵⁾ 本稿はこの場でどちらが正しいか断定するものではないが、少なくとも法律家がこのことを見誤り、被害者支援や犯罪予防の施策のうち犯罪者の更生に少しでも不利になるような考え方をすべてを、国民の感情論・ポピュリズム等の悪しき傾向と決めつけることは、一般国民の目には「法律家という特殊な集団の非常識」と映り、国民からの法律家の信頼を大きく傷付けることになりかねないとはいえるであらう。

法律家の多くも意識的無意識的にこのことを認識しているように思うが、リーガルマインドの一部として共有されているとまではいえないかも知れない。故伊藤教授は、言葉を慎重に選びながら、過度な厳罰化の動きに危惧を抱きつつ、その背景にある国民の意識を単なる国民の感情論・ポピュリズムとして片付けることに懸念を表明しておられる。⁽⁶⁾ 筆者と同一ではないにしても、類似のご懸念をお持ちであったのではないかと推測する。

3 刑事政策学・犯罪学に期待される守備範囲

かつての刑事政策学は、犯罪者の更生支援にしても犯罪の特別予防にしても、広義の国家刑罰権の設定及び運用による対処という範囲に、研究の対象を限定してきた。しかし、主権者国民にとっては、犯罪への対処方法を国家刑罰権の行使に限定する必要はない。他者の尊厳を侵害する多くの行為は、刑罰によって対処しなくても、行政的、民事的対処で済ますことが可能である。さらに、法的対処だけでなく、市民自身が取り組む事実上の対処も選択肢の一つ

となり得る。しかし、これら刑罰による対処以外の対処を十分に可能とする体制の構築をしないまま刑罰による対処を放棄すると、他者の尊厳を侵害する行為を放置し、行為者の更生支援もなされないことになる。その意味で、犯罪対処においても、刑事法学だけで論ずるのではなく、他の学問分野との協働が望まれる。

そのような発想で、犯罪対処の方法論を、国家刑罰権の問題に自己限定してきたかつての刑事政策学と区別する趣旨で、「社会安全政策論」が誕生し発展してきた。⁽⁷⁾

刑事政策学にとっても、犯罪者の更生、被害者の回復、コミュニティの回復という緊張関係にある法的価値を、フランスよく達成する刑事司法システムの構築に向けた提案を行っていくことが重要な任務であるといえる。そして犯罪予防という事前対処を犯罪対処の方法の一つとして研究対象に含めるならば、刑事司法という犯罪発生後の対処だけでは完結しない。犯罪への対処という意味で、刑事政策学はなお刑事法学の内部にいるが、犯罪発生後の事後対処の範囲内に研究の対象を限定することはもはやできない（そのことを反映して、近年の刑事政策学の教科書は、犯罪予防に関して記述するものが多い⁽⁸⁾）。

刑事法学の一分野である刑事政策学は、直接には刑罰を用いた犯罪対処を研究対象とするのであるが、どこまでを刑罰によって行うのか、行政的対処・私的対処に委ねるべき範囲はどこまでか、行政的対処・私的対処とどのように連携すべきかの検討は、行政法学や私法学とともに社会安全政策論と共同して研究すべき対象となり得る。このように考えると、刑事政策学の姿は、主として犯罪者の事後的な処遇方策に関心を寄せてきた伝統的なそれとは相当異なるものとなる。

また、刑事政策の主体も大きく異なってくる。従来の刑事政策学においては、刑事政策の主体は、刑務所、少年院、

保護観察所等の国の刑事司法機関が中心であった。従来の刑事政策学でも、犯罪者の更生支援のために保護司をはじめとしたコミュニティの構成員も視野に入れていたが、あくまで犯罪者の更生のための国への「協力者」としてであった。犯罪者のみならず被害者や一般国民も個人の尊厳を守られるべき「主役」であり、犯罪対処の全体的な仕組みを構築し自ら参画する「主役」として取り扱われることが必要である。

刑事政策学の対象が、犯罪者だけでなく被害者も一般国民も共生するコミュニティと考えると、犯罪学の様相も一変するはずである。伝統的な犯罪学は、犯罪者の処遇のために必要な犯罪者に関する科学的知見を刑事政策学に提供すればよいものであった。被害者支援や犯罪予防をカバーするため、被害者学や環境犯罪学が誕生するのであるが、それだけでこと足りるものではないはずである。

一例をあげると、危険行為の犯罪化によるより深刻な実害のある犯罪の防止を検討するのに必要な科学的知見を、犯罪学は提供する必要がある。危険行為の犯罪化は、犯罪者の行動を制約するだけでなく、守ろうとしていた一般国民自身の行動を制約することとなる。犯罪化による利益は不利益を十分上回るものであるのかの判断は、法的価値に関する判断だけではすることはできず、当該危険行為の犯罪化が犯罪者のみならず国民の行動にいかように影響するのかの科学的理論に基づいた予測が必要となるはずである。

犯罪対策に要する予算も同様である。国や自治体の予算は国民・自治体住民の税金から賄われるのであるから、犯罪対策の効果は、それに要する金額に見合うものでなければならぬ。犯罪対策の効果とそれに必要な予算の均衡は、伝統的な刑事政策学・犯罪学の考察の対象とはなつてこなかったが、犯罪対策の経費も国民・住民が負担するものである以上、犯罪者、被害者、一般国民の福祉の均衡を検討する今後の刑事政策学・犯罪学にとっては、検討の対象と

ならざるを得ないものとなるであろう。

さらに、本稿の冒頭で述べたように、刑事司法に携わる様々な主体が集团的独善に陥らないようにする仕組み、刑事法学研究自体が集团的独善に陥らないようにする方策も、将来における刑事政策学・犯罪学の重要な課題となるべきであろう。

なお、誤解を招かないように念のために付言すると、本稿は、社会復帰理念に基づく従来の刑事政策学が行ってきた犯罪者処遇論、犯罪学が行ってきた犯罪原因論自体を批判するものではない。筆者は、近年進められている再犯予防推進策や、その理論的裏打ちとなる統合理論やレジスタンス理論を支持するものであるが、刑事政策学・犯罪学のパースペクティブを被害者や一般国民の尊厳にも広げる近年の動きをさらに進めるべき旨主張するものである。

Ⅲ 刑事政策学・犯罪学の役割

1 価値論、認識論、政策論

Ⅱで述べたように、刑事法学の対象範囲が犯罪予防も含めた犯罪への対処全般に広がると、既に学界でもさかんに議論がなされているように、法適用の対象となる個別的事実とは異なる、立法事実や政策の根拠となる社会経済の一般的事実の把握、特に、急速に変化する社会経済の現実に対して、刑事法学がどのように対処すべきかが問題となる。

刑法学、刑事訴訟法学の中心を成す法解釈学は、伝統的には、法の趣旨・目的ないし保護法益から、法条の文言の解釈を行い（規範の定立）、他方、法を適用すべき具体的事件の中の個別の事実を評価し、これを規範にあてはめて、

法律効果の成否を判断する裁判所の判断過程とほぼパラレルな思考を行う学問と理解することができる。事実はあくまで法律の適用対象であり、規範の根拠として位置付けられてはこなかったのではないか。

これに対し、立法論・政策論は、社会の現状に関する一般的事実（一定の罪種の犯罪が増えているのか、どのような順序で発生するのかなど一般に「立法事実」と呼ばれる事実）を把握した上で、法の趣旨・目的ないし保護法益に照らして、その現状の問題点を解消ないし軽減するための立法や政策を提案する学問であり、一般的事実の把握・解明が重要となる。

このような立法論・政策論の知的作業は、三つの作用に分解することができると思われる。すなわち、一つには、法解釈学がその一部として行ってきた法の趣旨・目的ないし保護法益の内容が何であるかという価値論に属する作用である。二つには、社会の現状に関する一般的事実を把握する認識論に属する作用である。これは、裁判で行われる個別の事実の認定・評価とは異なり、個別の事実を超えた一般的傾向や相互作用関係を生じさせる仕組の認識が必要で、社会科学や人間科学の対象となるものである。そして三つには、価値論に照らして認識論により把握された社会の現状を改善するための法的・制度的な方法・技術を発明する狭義の政策論に属する作用である。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

このように三つの作用を想定すると、立法論・政策論は、法解釈学から価値論、社会科学・人間科学から認識論の提供を受け、現状を改善する技術的発明をする狭義の政策論を行う学問と考えることができる。法解釈学を中心とする従来の法律学においては、この立法論・政策論は必ずしも十分には検討されてこなかったのではなからうか。

ナレッジマネジメント論の観点から、法解釈学を中心とした伝統的な法律学をながめると、法の解釈・適用までが裁判所の任務であり、立法事実の把握は第一次的に立法府ないし行政府の任務とされてきたことから、立法事実のよ

うな社会の仕組に関する一般的事実の把握は、裁判を主な研究対象としてきた伝統的な法律学の対象の主要な範囲とはされてこなかったとの推測が成り立つ。

また、戦後法律学の伝統の中では、法実証主義に対する反省もあつて、法的価値は現実に左右されない普遍的なものであるべきと考えられ、そのことが実定法の条文も軽々に現実に左右されるべきではないとの発想に結び付きやすくなつていたように思われる。しかし、多くの法律家が既に気付いているように、変化の激しい現実に対応して法的価値を維持するためには、むしろ実定法の条文は現実の変化に対応して適宜適切な改正を必要とする。⁽¹¹⁾ そうすると、実定法は法的価値をそのまま文章化したものではないこととなる。行政府において立法作業に携わる経験をしてきた筆者としては、実定法の条文は、法の趣旨や保護法益といった法的価値を維持・向上させるための制度的技術に当たるものであると考える。

例えば、実定法の条文を普遍不朽の法的価値そのものとみなしてしまうと、ICT技術が進展し、コンピュータ・ウイルスが出現しても、不正アクセスという新たな行為が認められても、刑罰法令は一切改正すべきでないこととなる。ウイルス罪や不正アクセス罪が新たに必要となるのは、物の所有権や管理権を侵害してはならない、あるいは、他者の私的領域を侵してはならない、という法の目的ないし保護法益という法的価値があり、コンピュータ及びそのネットワーク、ウイルスや不正アクセスという新たな現象の出現後にも、それらの法的価値を維持するためである。法的価値は現実が変わっても大きく変わらないが、それを維持・向上させるためには、実定法の条文は機敏に改正する必要がある。にもかかわらず、法的価値と実定法を同視して、いずれも不変に保つべきものとする、実定法は法的価値を守れないものとなってしまうのである。⁽¹²⁾

このように、法的価値と実定法そのものとを区別すると、法的価値が何であるかという価値論、適切な法律設計の前提となる一般的な社会的仕組を理解する認識論、当該認識論に立った上で価値論によって同定された法的価値を維持・向上するために必要な立法的・政策的発明を行う立法論・政策論が共同して、適切な立法政策が導出されることとなる。

本稿は、正当な法律（実定法）の根拠の一つとして一般的事実を基礎とすべきことを主張するが、法的価値が事実⁽¹³⁾に依拠するとする素朴な自然主義や、法的価値が多数者の情緒に過ぎないとする情緒主義に立脚するものではない。法的価値の究極の根拠という法哲学上決着のついていない問題はとりあえず棚上げにし、一般的事実の把握たる認識論とは独立した価値論の存在を前提として、実定法の条文の立案は、価値論と認識論との協働の下に、政策論という第三の知的作業によってなされなければならない、と主張するものである。

そして妥当な立法を得るためだけでなく、後述するように妥当な判決を得るためにも、社会の仕組に関する一般的な理解も必要となるから、法律家の多くも自分の専門分野に係る社会情勢についてはよく研究しているのが通常である。しかしながら、法律学において、法律事象に係る認識論と法解釈学の成果である価値論、これらを理論的に接合して立法や政策を提案する政策論との関係は、従来明確に意識されて役割分担がなされてきたわけではないように思われる。

価値論、認識論、政策論のすべてをカバーする統一的な理論を提供しているおそらく現在のところ唯一の学問は、「法と経済学」である。伝統的な犯罪学の中では、「法と経済学」の一分野である「犯罪の経済分析」は、「合理的期待学派」と呼ばれて環境犯罪学の一分野の位置付けしか与えられていないが、価値論、認識論、政策論を統合した学問的

知見を提供しているという観点では、「犯罪の経済分析」は傑出した存在である。もともと、「法と経済学」は、いわば情緒主義と素朴な自然主義の結合物とでもいえるべき「富の最大化」というある意味で全体主義的な価値論に依拠するもので、法律学にとって最も重要な個人の尊厳とは相容れないという重大な問題が存在する。また、統計数値による統計的検証を要する点で、後述する無作為抽出実験と問題を共有する⁽¹⁴⁾。

刑事政策学・犯罪学は、以上のような価値論、認識論、政策論の相違と役割分担を意識しつつ、「犯罪の経済分析」に対抗できるような、あるいはその問題点を克服した理論体系を用意する必要があると考える。

2 科学の知と臨床の知

「犯罪の経済分析」の中心的アイデアは、犯罪によって生じる社会的コストと犯罪対策に要する社会的コストを市場価値によって計測し、その総和を最小化するように犯罪対策を構築することである。ここでは、種々の社会的コストが経済統計的に計測される。統計的把握は、社会事象の傾向を数値的に明確にするという大きな利点があるが、統計データを作成する過程で豊富で多様な意味情報が捨象されてしまうという問題がある。

犯罪学のエビデンス・ベースト・クライム・プリベンションが提唱する無作為抽出実験の方法にも同様の問題がある。無作為抽出実験は、近代科学の正統な方法論を取り入れた手法であるが、複雑な犯罪事象を理解するのに豊富な意味情報を捨象した統計数値のみに頼ることができるか、自発的發展を遂げる現代社会を統計的に把握したとしても把握された理解の寿命が意外に短いのではないかと⁽¹⁵⁾いうことである。

故伊藤教授は、人間の属性を数値的に把握し統計的平均値を「真実」とみる近代科学の方法には、人間の個別の事

情、人生の物語を捨象してしまふ「脱人間化」の問題があることを、しばしば指摘してこられた。⁽¹⁶⁾ 近代科学の方法には、個々の個人の人格的尊厳という法律学の主要課題をうまく扱うことができないという疑念があるのである。

しかし、無作為抽出実験や法と経済学の考え方は近代科学の正統な方法に依拠しているのであるから、これに対する批判は近代科学そのものに対する批判を意味する。犯罪学は、現状では、近代科学の方法を根幹から批判するだけの理論的準備が整っているかといえば、心許ない状況にあるといわざるを得ない。なぜならば、このような批判説も、近代科学の方法に替わる確固たる科学方法論の代替案を提出していないからである。

近代科学に係る以上の問題について、哲学者の中村雄二郎は、「科学の知」と「臨床の知」の相違という観点から問題提起を行っている。同氏は、医学を例にとつて、近代科学が医学を飛躍的に進歩させたが、個々の患者を治療する場合には、病気そのものの客観的知見だけでなく当該患者固有の生活状況等の全体的状況に対応しなければならぬこと、科学的知見に基づく治療法によつても治癒させることはできないことがしばしばあり、科学的治療とは異なる「癒し」を施す必要があることを指摘している。すなわち、全体的傾向を解明するためには近代科学の方法論は極めて有効であるが、個別の患者の生活の質向上のためには、その患者特有の事情に応じた対応が必要となる。そこで、中村氏は、前者を「科学の知」、後者を「臨床の知」として区別したのである。⁽¹⁷⁾

このような観点から見ると、医学や犯罪学が、多様な専門家のグループによつて個人や家庭の特徴に応じた対処をするマルチ・システム・セラピーや多機関連携アプローチの有効性を発見した過程は、「科学の知」が「臨床の知」の有用性を発見していった過程とも評価できる。しかし、平均値によつて真理を解明しようとする近代科学は、従来、個人や個別事案の多様性を偶然による「誤差」ないし真理からの「逸脱」として理解してきたのであり、近代科学は

「臨床の知」の合理性を理論的に正面から認めるに至っていない。

筆者が、「複雑系システム論」という法律家にとつても多くの社会学者にとつても馴染みの少ない概念の重要性をかねて訴えてきたのは、近代科学が抱えるこれらの問題を克服し、自律的に成長する社会現象の不可逆的な変化の意義を説明しつつ、個人の尊厳という法学にとつて最も重要な価値と整合的な新たな科学の方法論を提供し得るおそらく唯一の科学理論だからである。「複雑系システム」は、共通性と個別性の両方を兼ね備える。自分で自己を維持・成長させる自己組織的な複雑系システムの個別性は、偶然や逸脱ではなく、自己組織化の過程で生じる本質的な性質である。個人でいえば、ヒトとして、国民として、コミュニティの構成員として、他者との共通点をいくつも有するが、他方、個人の人格には個性があり、むしろ個性があることが人格の本質であつて、各個人の人格の個性が大切にされるべきことが、近代法において個人の尊厳や自由が尊重されなければならないことの最大の根拠である。

そこで、複雑系システム論の考え方を敷衍すれば、人間や組織、社会といった自己組織性を有する複雑系システムの共通性を説明するのが近代的な「科学の知」であり、個別性を説明して具体的な問題に対処するのが「臨床の知」ということになる。したがつて、問題解決のために必要な専門的知識としては、共通性に精通した科学的知識だけでなく、個別性に精通した個別的・地域的知識も必要となる。多数の認識に基づく科学的専門性は国家レベルで説明され、対処する必要があるが、個々の個人や地域社会に精通する個別的・地域的専門性は、国家レベルでの対処はむしろ不適切であり、顔の見える関係のあるコミュニティで対処することが相応しい。科学的専門性の観点から見ると素人に近いNPO職員、保護司や児童委員、学校の教師や交番の警察官も、個別的・地域的専門性という観点からは最高の専門家ということになる。さらに、ある程度の科学的知見を有しつつ地域社会における個別的・地域的対応を支援する保護

観察官、少年補導員、児童福祉司、学校カウンセラー、保健師等の現場実務家は、科学の知と臨床の知のハブとして重要な存在といえる。

法的価値の実現においても、全国的公平性・共通性とともに、事案に応じた個別性の両方が必要となる。したがって、刑事司法システムも、国家的枠組みの中で、個々の犯罪者や事案の個別性に応じた対応ができる地域性や柔軟性を内包する必要があるのである。

3 刑事政策学・犯罪学の役割

以上の整理を刑事法にあてはめるなら、刑事政策学は、刑法学・刑事訴訟法学から価値論の提供を受け、犯罪学から認識論の提供を受けて、犯罪の現状を改善する立法や政策の技術的発明を行う政策学と位置付けることができる。犯罪学は、刑事政策学に認識論を提供する学問ということになる。

繰り返し述べてきたように、刑事政策学が犯罪者処遇方策の学問であった時代には、犯罪学も犯罪原因論を中心に犯罪者処遇に必要な科学的知見を提供することが任務であった。しかし、刑事政策学が犯罪予防をも含めた幅広い犯罪対策に関する学問となると、犯罪学も犯罪や犯罪対策の舞台となる社会的仕組を解明しなければならないこととなる。犯罪者処遇に必要な人間の発達成長に関する真理は時代が変化しても大きく変わるものではなかったが、犯罪者が生活し、犯罪の舞台となる社会的仕組は、社会経済の変化とともに大きく変化する。

環境犯罪学は、住宅街や繁華街など犯罪者が居住し犯罪が行われる物理的な舞台に関する科学的知見を提供してきたが、犯罪の舞台はそれに限られるものではない。経済犯罪・企業犯罪は複雑で様々に変化する経済社会を舞台とし

て行われるものであるし、交通事故も時代とともに変化する自動車交通の状況とともに変化する。テロリズムは、国際情勢を敏感に反映する。種々の社会情勢の変化の中でも、とりわけサイバー空間は、ドッグイヤーといわれるように急速な変化を遂げるのであるから、犯罪学は、かかる急激な変化を体系的に把握して、迅速に刑事政策学に供給しなければならぬ。

ナレッジマネジメント論は、組織文化は、当該組織文化にとって扱いやすい問題だけを扱い、扱いにくい問題を無意識に扱わないようにさせるといふ、問題設定自体において自己限定を行う機能があることにも警鐘を鳴らす。現在我が国では、サイバー犯罪や振り込め詐欺といった新たな犯罪が大きな問題になっているが、これらの犯罪は刑事政策学や犯罪学の伝統的な手法では扱いにくい。しかし、扱いにくいからといって新たな犯罪事象に取り組まないことは学問の敗北である。伝統的な手法で扱いにくい新たな犯罪事象に正面から取り組んでこそ、新たな手法が生み出され、学問の発展につながるのではなからうか。

さらに、刑事政策学・犯罪学は、科学の知とともに臨床の知にも配意しなければならない。科学の知と臨床の知との対立は、犯罪学では、マクロな社会現象を説明しようとする犯罪社会学やヒトに共通する性質を説明しようとする犯罪生物学と、人間の内心の個別性を重視する臨床心理学を主たる基盤とする犯罪心理学の対立として現れてきた。科学の知と臨床の知を「複雑系システム論」によって統一的に理解することができるのであれば、犯罪生物学、犯罪社会学、犯罪心理学を理論的にも統一的に理解することができるのではないか。これによって、これら諸学説を統計学的には統合していた「統合理論」を、文字通り理論的に統合することができる可能性がある。

科学の知と臨床の知の区別は、裁判という知的作業にも二つの側面があることを気付かせる。すなわち、判決の妥

当性は、当該事件における特有の事実に対する妥当性（臨床の知）だけでなく、その前提として、法条の解釈として立てられる規範が、類似の事件にも適用可能であるという意味での妥当性（科学の知）にも依存するはずであるということである。刑事裁判では、臨床の知に当たる当該事件の個別事情は、当事者主義に従って当事者（主に検察官）から提出される。他方、類似の事件への規範の適用可能性は、当該規範が問題となる社会事象の社会的仕組の下に発生する種々の事案にも妥当するかどうか依存するのであるが、社会事象の一般的仕組がどのようになっていっているかを明らかにすることは、検察官にすべて立証責任があるとも一概にはいえないのではないか。仮にそれが専門的経験則に当たり検察官に立証責任があるとしても、それを法的に正しく理解するためには、裁判所にもある程度の子備知識が必要となる。刑事法の分野において、検察官や裁判所にそのような科学の知を提供するのも、また犯罪学の役割なのではなからうか。

おわりに

以上のように考えると、刑事政策学・犯罪学が新たに取組まなければならない課題は大変に多く、筆者一人で取り組むことは到底できない。

ナレッジマネジメント論を筆者自身に適用すると、筆者の大きな弱点は、国内外の刑事政策学・犯罪学の諸学説に未だ必ずしも精通していないことであると自覚しており、今後その点を徐々に補ってまいりたい。他方、筆者のわずかながらの長所は、長年の実務経験を背景とする現実的感覚とともに、刑事政策学・犯罪学以外の様々な学問とその

考え方に接してきたこと、新参者であるがゆえに通説・有力説からの批判を恐れずに新たな分野や方法に挑戦することができるとあることであると考えている。

筆者は、故伊藤康一郎教授をはじめとした先人の教えを吸収し、上記のような自らの短所・長所を自覚した上で、微力ながら刑事政策学・犯罪学の発展に若干たりとも貢献したいと思う次第である。

(1) ナレッジマネジメント論ないし組織学習論の代表的著作としては、次のものがある。

P. M. Senge "The Fifth Discipline: The Art & Practice of the Learning Organization" 1990, Random House (P・M・セング著、枝廣淳子他訳『学習する組織：システム思考で未来を創造する』二〇一一年英治出版)

C. Argyris, D. A. Shoen "Organizational Learning II: Theory, Method, and Practice" 1996, Addison-Wesley
加護野忠雄『組織認識論—企業における創造と革新の研究—』一九八八年千倉書房

(2) T. S. Kuhn "The Structure of Scientific Revolution" 1962, University of Chicago Press (T・クーン著、中山茂訳『科学革命の構造』一九七一年みすず書房)

(3) リーガルマインドの具体像については、法曹三者及び法学研究者のいずれの立場かによって相当異なり、法律家個人によっても異なると思われるが、本稿では、多くの法律家が共有すると思われる法概念ないし法体系の理解、あるいは法律家多数派が有するそのような理解の傾向をもってリーガルマインドと呼ぶ。

(4) 刑事政策学と犯罪学の関係については諸説あるが、本稿では、刑事政策学は犯罪対策の政策学、犯罪学はその前提をなす犯罪や刑罰の実態を科学的に解明する事実学(藤本哲也『刑事政策概論全訂第七版』二〇一五年青林書院一四頁にいう「狭義の犯罪学」として議論を進める)。

(5) 犯罪予防は、侵害発生前の事前介入を許容することとなるので、自由権に対して侵害的であり、警戒すべきであるという主張はもつともであり、事前介入の要件や適正手続について厳格性を求める必要は認められる。しかしそのことは、犯罪予防を求める国民の希求自体を否定すべきことにつながるものではないはずである。

- (6) 伊藤康一郎「理性と感情―リスク社会化と厳罰化の交差」二〇〇六年犯罪社会学研究三一巻
- (7) 渥美東洋「社会安全政策論の発展と、その応用としての警察作用の検討」二〇一四年警察学論集六七巻二号、田村正博「社会安全政策論」入門・社会安全政策の手法と理論二―四」二〇〇三年捜査研究六二―一六二五号、大塚尚「社会安全政策論の創設に向けて」二〇〇二年警察政策四巻一号、警察政策学会編『社会安全政策論』二〇一八年立花書房、田中法昌「解明犯罪対策―社会安全政策入門（二）―（七）」二〇〇八年月刊警察二六巻五―一―一―一―一、金山泰介「社会安全政策論概説」二〇一〇年立花書房、江口有隣「社会安全政策論のアプローチについて」二〇一〇年警察学論集六三巻五号、小林良樹「社会安全政策論の考え方―理論形成の背景と意義の再確認」二〇一一年警察政策一二三巻
- (8) 犯罪予防の章を設けた刑事政策の教科書としては、古くは藤木英雄『刑事政策』一九六八年日本評論社がある。近年の教科書で犯罪予防に比較的多くの紙幅をとっているものとして、川出敏裕・金光旭『刑事政策』二〇一二年成文堂がある。
- (9) 本稿における法的価値と実定法の条文の関係は、故渥美東洋教授のいう「法の原理」と法律との関係（同「法の原理」二〇〇六年中央大学生生活協同組合出版局）に類似するものであるが、本稿にいう「法的価値」は、法の原理のように法の根本原則のようなものから、保護法益のようにより具体性のある価値に至る価値の体系を想定するものである。
- (10) このような三分法の構造は、経済学の最大化問題と対比すると分かりやすい。第一の価値論は、経済学における効用関数の同定に相当するものであり、第二の認識論は、生産関数の同定に相当するものである。その上で、生産関数という現実の下で効用関数に示された価値を最大化する生産関係を決定するのが、第三の政策論に相当するものである。経済学の最大化問題は、価値の実現において、価値がいかなるものであるかだけでなく、現状を認識することが不可欠であることをよく表している。もちろん、法学と経済学とは、基本となる想定や考え方が様々異なるのであるが、経済学の最大化問題は、価値論、認識論と政策論の関係をよく表すものといえる。
- (11) 変化の激しい現実を法律に反映させることに対しては、法的安定性を害する不正義を生ずるといふ批判があり得る。他方、現実の変化に対応しないことよって生ずる不正義も存在するのであり、どちらの対処を優先すべきかは比較衡量の問題となるが、現実の変化の激しい今日においては、後者の不正義の方が大きい場合が多いと考えられる。
- (12) 立法や法解釈において、現実に関する一般的事実は、無価値な行為、無価値な結果いずれの判断にとつても基礎となるものであり、本稿の考察は、刑法学における行為無価値論と結果無価値論のいずれかに与する意図のものではない。

- (13) ここでいう「政策」は、日常用語的な「政策」とほぼ同義で、社会的に支持された価値（ここでは法的価値）に基づいて現実を変化させる制度的技術をいうのであって、法解釈学において通常「政策」という語によって表される、近代法の法的価値とは異なる政治的価値を導入することに特化した意味ではない。
- (14) 犯罪の経済分析の問題点については、拙稿「組織・企業犯罪の新制度派経済学分析（二）―（四・完）」二〇〇一年警察学論集五四卷一―五号参照
- (15) エビデンス・ベースト・クライム・プリベンションの問題点については、拙稿「社会安全政策におけるエビデンス・ベースト・ポリシーの意義」二〇〇五年犯罪社会学研究三〇号三三―四七頁参照
- (16) 伊藤康一郎「リスク社会と被害者―転換する「被害者」像―」二〇一二年被害者学研究二二号
- (17) 中村雄二郎「臨床の知とは何か」一九九二年岩波書店
- (18) 拙著「社会安全政策のシステム論的展開」二〇〇七年成文堂

（本学法学部教授）